

●申込:講座・専門相談は要予約。所属団体・参加者氏名・連絡先・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、FAX・メール・電話にてお申込み下さい
●主催:宮城県(みやぎNPOプラザ) ●企画・実施:認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

NPOのためのマネジメント講座

★認定取得への第一歩!認定NPO法人講座★

認定NPO法人制度の基本をわかりやすく学び、認定取得のメリットやプロセスを学びます。「認定取得=難しい」というイメージを吹き飛ばし、一緒に認定NPO法人への第一歩を踏み出しましょう!

- 日 時…平成29年7月7日(金) 14:00~16:00
- 場 所…みやぎNPOプラザ 第2会議室
- 講 師…大久保 朝江
(認定NPO法人杜の伝言板ゆるる、みやぎNPOプラザ館長)
- 対 象…NPO法人、任意団体、これから団体を立ち上げようとしている個人など
- 定 員…20名(先着順)
- 参加費…800円(税込)

★そなえて万全!NPOのためのリスク管理講座★

活動中の事故、会員や利用者の個人情報への漏えい、職員との労務トラブルなど、NPO活動のなかにも、さまざまなリスクが潜んでいます。NPO活動で発生しがちなリスクの事例と対策を学び、安心して活動できる環境を整えましょう!

- 日 時…8月31日(木) 13:30~15:30
- 場 所…みやぎNPOプラザ 第2会議室
- 講 師…勝田 亮さん(弁護士)
- 対 象…NPO・市民活動団体の代表者、役員、リーダー、スタッフなど
- 定 員…20名(先着順)
- 参加費…800円(税込)

●みやぎNPOプラザ事務室使用団体募集●

活動拠点になる事務室をお貸しします!
メンバーがいつでも集まれる拠点を持つことは、組織基盤の強化や活動の発展につながります。
みやぎNPOプラザの事務室を活用してみませんか?

- 募集施設:事務室(大)、事務室(中)、事務室(小) 各1団体募集
- 使用料:事務室(大) 月額 18,500円(税込)
事務室(中) 月額 9,200円(税込)
事務室(小) 月額 4,100円(税込)
- 使用期間:9月1日(金)~最長3年
- 募集期間:6月27日(火)~7月28日(金)
- 申込方法:みやぎNPOプラザ窓口、宮城県共同参画社会推進課などで配布している申込書をみやぎNPOプラザへご提出ください。申込書と募集要項はみやぎNPO情報ネットからもダウンロードできます。

みやぎNPOプラザ利用者懇談会 ~アツく、語りませんか? NPOのこと~

NPOのみなさん、色々なお悩みを抱えていると思います。解決策を探すために情報交換をしませんか。また、みやぎNPOプラザへのご要望も聞かせください。

- 日時:8月23日(水) 18:30~20:00
- 場所:みやぎNPOプラザ
- 対象:みやぎNPOプラザを利用したことのある方、NPOに興味のある方
- 参加費:無料(お茶、お菓子を用意しています)

NPOのための専門相談

- 時間:13:00~17:00
(相談時間:1団体1時間程度)
- 申込締切:開催日の6日前
- ※認定NPO法人申請相談のうち、PST判定や申請書類等の確認は有料(1,000円/回)

■会計・税務相談(※無料)→7月20日(木) ◎相談対応:八島 徳子さん(公認会計士/税理士)

日々の会計業務から決算書の作成や税金のことなど、NPO会計に詳しい公認会計士、税理士がご相談をお受けします。

■設立運営相談(※無料)→毎週水曜日 ◎相談対応:NPO運営アドバイザー

NPOの設立や法人申請書類の書き方、組織運営や資金の確保・会計など、NPOが活動の中でぶつかる様々な問題について、乗り越えるためのアドバイスをいたします。

■認定NPO法人申請相談→随時 ◎相談対応:大久保 朝江(みやぎNPOプラザ館長)他

認定NPO法人制度の基礎、申請に向けての基準や申請書類の確認など、段階にあわせてご相談に応じます。

■新規のNPO法人認証団体 (H29.4.11~H29.6.10)

団体名	所在地	活動内容	認証日
仙台市 宮城県キャリアコンサルタント協会	青葉区	キャリアコンサルタントに関する普及啓発活動及び、セミナー、イベント等の企画開催事業/求職者や在職者等の個人に対するキャリアカウンセリング及びコンサルティング事業/行政機関、各種団体、民間企業からの受託又は代行による求職者や在職者等に対するキャリアカウンセリング及びコンサルティング事業 他	5/17
Lateral Pass	青葉区	児童福祉法に基づく放課後等デイサービス/児童福祉法に基づく児童発達支援事業/子育て支援のための保育事業 他	5/18
プラスαゲーム	太白区	高齢者施設への余暇提供サービス及び余暇関連機器レンタル事業/高齢者施設や地域のコミュニティの催事・イベント等での遊戯提供サービス事業/余暇提供サービスの認知度向上事業 他	5/23

団体名	所在地	活動内容	認証日
仙台市 ACE Sports Club	太白区	スポーツクラブの運営/高齢者健康増進事業	5/29
地域生活支援 オレンジねっと	泉区	生活支援事業/介護予防事業/コミュニティカフェ・サロン事業 他	5/29
メブレ	泉区	健康づくりのための運動に関する普及啓発/健康づくりのための運動に関する情報の収集及び提供/健康づくりのための運動に関する講習会、研修会の実施 他	6/9

■新たに認定・特例認定NPO法人を取得したNPO法人 ●認定/NPO法人防災・減災サポートセンター(富谷市)

宮城県のNPO法人数 810団体(2017年6月10日現在)

宮城県等所轄:393団体 仙台市所轄:417団体

※解散、所轄庁変更、認証取消、認証撤回した団体を除く

One to One

発行日 2017年7月1日
発行 宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)
発行部数 3,000部
編集 認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる
編集スタッフ 堀川晴代 庄司真希 後藤和広

【お問い合わせ】
〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5
TEL:022-256-0505 FAX:022-256-0533
E-mail:npo@miyagi-npo.gr.jp
URL:http://www.miyagi-npo.gr.jp

2017.7 vol.98 「One to One」は、県内各地でのさまざまなNPO活動により、ひととひとが信頼でつながって、よりよい市民社会が形成されるようお願いを込めたニュースレターです。



●平成29年度 行政職員のためのNPO理解講座 開催レポート●

行政とNPOがより良い協働関係を築くには

少子高齢化に伴う高齢者を支援する担い手不足、子どもの貧困、環境問題、震災復興など、地域における社会課題は山積みです。加えて市民の価値観は多様化し、行政や企業を中心とした従来の社会システムだけでこれらの問題を解決するのは困難な状況です。そこで、市民が自分達の住む地域の課題を解決するために立ち上がり、自発的に取り組むNPO・市民活動団体と行政との協働が求められています。

そのため、毎年みやぎNPOプラザでは、NPOと共に地域の課題を解決していきたいと考える行政職員を対象に、NPOについて理解を深める機会を作っています。今年度は、5月31日(水)に宮城県本町分庁舎において「行政職員のためのNPO理解講座」を開催しました。みやぎNPOプラザの大久保朝江館長が講師を務め、NPOの基礎的な知識から、行政が協働するにあたって理解しておくことが必要なNPOの特徴について、事例紹介を交えた講義がありました。

当日は、県内各地の21自治体・30部署から49名の行政職員が参加。アンケートによると、「NPOとはどのような組織体なのか」や、その価値観について初めて学んだ職員も多かったようです。NPOと行政、企業それぞれの特徴について、また町内会や自治会などのコミュニティ組織との違いについて理解を深めました。

◆望ましい協働のあり方とは?

NPO・市民活動担当部署以外でも、NPOと関わることのあるまちづくり、子育て支援、高齢者・障害者福祉、農林水産、復興支援など多様な部署からの参加があり、さらに参加者の5割がNPOとの関わりがあり、事業を委託している、または今後協働したいと考えているとのこと。

行政としては、協働相手であるNPOをどのように探し、選定すればいいのかが基準が悩みどころです。協働相手にふさわしいNPOを探すには、日頃からその分野で継続的に活動しているNPOのイベントに参加するなどのリサーチも大切です。また、同じNPOとのなれ合いや癒着を防ぐためにも、事業を委託する場合には企画で競える



▲NPOとの協働について学ぶ

機会を作ることが必要です。補助金等の選考審査には民間の目で判断ができる人に加わってもらうことも重要です。

実際に、協働で事業を行う際には、行政からの一方的な指示や決定は避け、信頼関係のもとお互いを尊重し、対等に提案・相互評価を取り入れる姿勢が大切です。そのためには事業を委託したらそれで終わりではなく、まずは目的を共有し、ニーズの確認や課題解決への成果目標、そこへ至るまでの実施方法についてしっかり話し合い、軌道修正が可能なように中間評価の場をつくるなど、丁寧に進めていく必要があります。

アンケートには、「(社会課題を解決したいという)想いでつながっている志縁型組織であるという表現はまさにNPOの全てを表していると思いました」「協働の相手を見つけるには、現場に足を運ぶことが大切だということがわかりました」という頼もしい言葉がありました。

組織の成り立ちや物事の進め方、決定までのシステムに違いはあっても、最終目標は、ひとりでも多くの市民の生活環境を良くするという点では、行政もNPOも共通しています。それぞれの持ち味・特性を認め合い、活かし合うことによって、地域課題をひとつずつ丁寧に取り組んでいくことが、行政とNPOの協働の秘訣となるでしょう。

おさえて安心♪ NPO会計の基本のき!

NPOは、会費・寄付金・補助金・助成金など自分たちの活動を応援してくれる方々から「託されたお金」で活動しています。そのため、そのお金が適切に使われているかを説明することはNPOにとって非常に重要です。

しかしながら、前任者からの十分な引継ぎがないうちに会計を任せられることもあるのではないのでしょうか。ここではNPOの会計担当者が押えておきたいポイントを紹介いたします。

◎まずは会計の流れを確認しましょう

①「取引」

取引(資産・負債・資本・費用・収益に増減を生じるような事柄)が発生したら、証憑書(取引の事実を証明する領収書などの書類)の授受を行います。例えば、物品を購入するなどの出金をしたら領収書(団体によってはレシートでも可)を必ずもらいます。その場で日付・金額・発行者・但し書きが正しく書かれているか、宛名は「上様」ではなく、正式名称で書かれているかを確認しましょう。そして受け取ったら忘れないうちに内訳を書き足しておくといひでしょう。

②「記録」

取引の都度、領収書をもとに日付・勘定科目・摘要・金額を帳簿に記入(=記帳)します。摘要には、取引の相手先と取引内容(何に使ったのか・何を受け取ったのか)を書きます。記帳を終えたら、そのことがわかるように領収書にチェックマークなどの目印を入れましょう。

③「確認」

現金が動いたら毎回、手元現金残高と帳簿残高が一致するかをチェックします。こうすると、万が一合わない時にいつの時点で合わなくなったのか探りやすくなります。

④「整理」

会計の基本は計算よりも、整理の方が重要です。証憑書は種類別・日付順・記録した順に整理してすぐにファイル等に綴じます。領収書以外の証憑書(注文書や請求書など)も明細を示すものなので、大切に保管しましょう。保管場所も位置を決めて「誰でも探せる」ことを意識してラベルなどをつけて整理しましょう。

◎団体の会計のルールを決めましょう

記帳する時に重要な勘定科目は、決め方に特別なルールはありません。「印刷製本費」や「会議費」など取引の内容からイメージしやすいものに決め、団体独自に「勘定科目一覧表」を作成しておくことをお勧めします。そして一度採用した勘定科目はみだりに変更せず、少なくとも一年

は継続して使いましょう。ただし長い間使われていない勘定科目は廃止・統合することも検討します。

そのような処理をする際に、誰にその決定権があるのか決めておくことも重要です。会計担当者だけに責任を負わせないよう、また不正やミスを防ぐためにも会計処理に関するルールや「職務権限規程」等のルールを定めしておくといひでしょう。

【NPO会計初心者の心得】

- 団体のお金は「託されたお金」ということを意識する
- 会計処理を簡単にするコツは「すぐに、こまめに記録・確認する」
- 計算よりも「整理」が重要!!
- 団体のルールを決め、そのルールを守って遂行する

決算での会計書類が信頼できるものだと証明するのは、いかに日々の記録の正確さを証明できるかにかかっています。決して後回しにせず、日々コツコツと頑張りましょう!

初めて帳簿をつけるため、何からはじめていいかわからないという団体には「NPO会計日誌」(発行元:NPO支援東京会議)がお勧めです。1日1ページずつ記入していくと、1ヶ月で1冊の現金出納帳が出来上がります。勘定科目や取引先、摘要、レシート日付を書く欄もあるので仕訳帳の役割にもなり、1冊3役ともいえます。お金の動きが少ない団体の場合は、1ヶ月で1ページを使ってもいいでしょう。みやぎNPOプラザでも販売しています。手に取って見ることもできますので、ぜひ一度ご来館ください。



【NPO会計日誌 ¥500(税込)】

動向に注目! 「休眠預金活用法」



▲大勢のNPO関係者が集まった説明会

休眠預金とは、10年以上入出金などの異動がない預金等のことを言います。現在、この預金は払戻額を差し引いても、毎年700億円にものぼると言われており、これを民間の団体が行う民間公益活動に活用するため、昨年12月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が公布されました。

この配分が実際に始まるまでに2年近くかかる見込みですが、運用に先立ち法律の理解を深めようと、4月24日(月)に内閣府休眠預金等活用担当室の職員を招き、「民間公益活動を促進するための休眠預金活用に関する説明会」が開催され、宮城県で活動するNPOや、東北各県のNPO支援組織から約40名の参加がありました。

ここでいう公益活動とは、①子どもや若者の支援活動、②日常生活または社会生活を営む上での困難を有する者の支援活動、③地域社会における活力の低下その他社会的に困難な状況に直面している地域の支援活動、のことを指します。これらの課題解決の成果が上げられるよう、NPOなどの民間公益団体に対し、地域の実情に詳しい資金分配団体を經由して、活動資金を助成、貸付、出資などで支援するというものです。資金分配団体は、内閣総理大臣が指定する指定活用団体が公募するとされています。

参加者からの「民間公益団体に対しての資金提供の期間や額、どのような組織が資金分配団体となるのか」などの質問に、内閣府から「詳細は、これから審議会での協議で明らかになる」という返答があったほか、資金分配団体を地方ブロックに1~2団体置くという内閣府の想定に対しては、地域の課題を把握した配分が難しいのではないかという意見もありました。

これらの運用に関する詳細は、5月から始まった休眠預金等活用審議会と専門委員会での議論され、2年後の2019年秋には助成が始まるというスケジュールの予定です。会議の議事録等は、内閣府のウェブサイトで公開されていますのでチェックしてみましょう。

内閣府「民間公益活動促進のための休眠預金活用」
http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

FILE-03 多賀城市市民活動サポートセンター

業務委託：NPO法人せんだいみやぎNPOセンター

「何かやりたい」「もっとこうなったらいいな」という思いをかたちにする場、地域で活動する方や情報に出会える場として、市民活動団体や町内会の方を中心にご利用いただいています。

平成29年度は、これからの地域づくりにますます必要となる協働を進めていく取り組みを強化し、市民、学生、企業、行政など、さまざまな立場の方同士でまちのことを考え、対話する場をつくります。いろいろなテーマで集い、そこから課題解決に向けてお互いに得意なことを活かしながら、一緒に取り組んでいく関係を育むことをめざします。あわせて、町内会や企業などが行う地域づくりの取り組みを調べながら、さまざまな主体とのつながりをつくっていきます。

また、地域づくりの担い手を増やす取り組みとして「何かやりたいと思っている方」「社会の問題に関心のある方」が活動に踏み出せるよう、きっかけとなるイベントや講座を企画します。思いを形にできるよう、講

座終了後に受講者で集まる機会をつくったり、個別相談にのるなど、アフターフォローを大事にしています。



昨年度は、自分の思いを約半年間かけて形にするTAGAJO Future Laboなどの事業をきっかけに子育て支援、地域情報を発信する仮想コミュニティFM、こども食堂、転入者同士の情報交換会といった活動が新たに誕生しました。

平成30年度は開館10周年の節目を迎えます。これまでをふりかえりつつ、未来につなげていきたいと考えています。(多賀城市市民活動サポートセンター センター長 中津涼子)